

発 明 者 の 手 引 き

全体の流れ	(早大)発 明 者	産学官研究推進センター 【承認TLO】
発 明 完 成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明完成の連絡 ・ 特許相談依頼 ・ 「発明届」の作成、提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許相談の受付 ・ アドバイス提供 ・ 「発明届」の提出依頼
大学の教職員がなした職務発明の完成 発明が完成しましたら、産学官研究推進センター【承認TLO】宛ご連絡下さい。また、「発明届」の作成をお願いします。ご自身の発明が職務発明に該当するか否かについては、「職務発明規程」をご参照下さい。尚、準備の都合上、出願まで通常3ヶ月程度要しますのでご留意下さい。		発明者よりご連絡を頂きましたら、産学官研究推進センター担当コーディネータが、特許相談に応じます。
発明技術開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明の内容のご説明 ・ 学会発表予定(発表日)、先行技術等 その他情報のご提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インタビュー ・ 先行技術調査 ・ 「発明の見解書」の作成
発明の内容のご説明及びそれに付随する各種情報のご提供 発明の内容を担当コーディネータにご説明下さい。その際、発明の内容が記載された資料の提出をお願いします。また、学会発表(予定)がある場合には、 <u>発表学会名および発表日をご連絡頂き、発表資料等をご提出下さい。</u> 更に、関連する先行技術情報についても可能な限りお知らせ下さい。		担当コーディネータが発明の内容をヒアリング致します。その後、先行特許調査や市場性の判断等を行い、学内発明審査委員会提出用の見解書を作成します。
大学への譲渡 / 権利の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「権利譲渡証書」の作成、提出 ・ 「特許料収入対価配分方法選定届」の 作成、提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明審査委員会にて審議 「決定通知」の送付 (学内理事会の承認)
特許を受ける権利の大学への譲渡及び当該権利の承継 発明審査委員会の審議結果に基づき、 (1)「大学が特許を受ける権利の全部若しくは一部の譲渡を受け る」旨の「決定通知」があった場合、特許を受ける権利の大学に対する「権利譲渡証書」を記名・押印頂き、決定通知日より2週間以内に産学官研究推進センター【承認TLO】にご提出下さい。併せて、ロイヤリティの還元が発生した場合における入金先や配分方法等を指示する「特許料収入対価配分方法選定届」の作成及びご提出をお願いします。 (2)「大学が特許を受ける権利の譲渡を受けない」旨の「決定通知」があった場合、特許を受ける権利は、発明者に帰属するため、個人経費での特許出願は可能になります。		発明審査委員会で、当該発明が職務発明等に該当するか否かについて審議します。その審議結果に基づき、代表発明者に対して、発明等の取扱い決定通知を行います。 当該事項については、学内理事会にて承認を受けることとなります。

出願 / 権利化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願準備 ・ 弁理士へ発明内容の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁理士に出願依頼 ・ 権利化 ・ 特許管理
<p>特許出願及び当該出願による特許権の発生</p> <p>特許出願に際しての発明内容を担当弁理士にご説明下さい。その際、発明に関する資料やデータをできる限りご提示下さい。</p> <p>また、特許事務所から提出された出願原稿のチェックをお願いします。</p> <p>本出願に付随して発生する手続(審査請求、中間処理、外国出願など)の際には、ご見解をお聞かせ下さい。</p> <p>尚、発明審査委員会では、審査請求を行わない旨の決定、特許維持年金を以降納付しない旨の決定をする場合もあります。この場合には、代表発明者にのみご連絡し、ご希望があれば、特許を受ける権利若しくは特許権を発明者にお返しします。</p>		<p>当該発明の特許出願を担当弁理士に依頼。出願後、特許事務所との窓口となり、特許管理を行います。また、権利化に際する手続及び権利化後の特許維持年金管理も行います。</p> <p>なお、審査請求の可否、特許維持年金納付の可否については、発明審査委員会で審議されます。</p>
マーケティング	共同研究・技術移転候補企業選定に助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行技術調査 ・ 候補企業の選定
<p>出願した発明を実施許諾するための企業探し</p> <p>実施許諾の対象となる企業を探す際、当該発明が生み出された研究が共同研究や委託研究の場合は、その相手先企業が実施許諾する可能性が高くなります。こういった理由から、相手先企業名のご連絡をお願いしております。</p> <p>また、上記のような場合でなく、早大単独の研究の結果生まれた発明の場合には、当該発明は、どのような企業が実施する可能性があるかを予測できる範囲でお知らせ下さい。</p>		<p>発明者から頂く左記の助言は非常に有力です。しかし、そのような有力な助言がない場合、当該発明に関連する発明を既に特許出願している企業名を特許庁データなどから調査(先行技術調査)し、実施許諾の可能性高い企業を選定します。</p>
技術移転	受注研究・共同研究・共同開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術移転戦略作成 ・ 技術移転条件交渉・契約
<p>当該発明の実施を希望する企業への実施許諾(ライセンス)</p> <p>当該発明を実施するに当たって、更に、研究開発などが必要であるか否かの情報を産学官研究推進センター【承認TLO】宛にお知らせ下さい。</p>		<p>左記の情報等を考慮して、技術移転候補企業を特定し実施許諾交渉を開始します。技術移転条件が合意されると、実施許諾契約の締結となります。</p>

ロイヤリティ還元	ロイヤリティ収入	ロイヤリティ配分
	<p>対価（一時金・実施料など）収入があった場合の発明者への還元</p> <p>実施許諾契約の締結の結果、その対価（一時金・実施料など）の収入があった場合は、「職務発明規程」に従って、早大発明者に配分されます。</p>	<p>毎年度1回、「職務発明規程」に従って、発明者に左記の配分を行います。</p> <p>発明者が複数の場合は、出願申請時に発明者が届け出た「発明届」に記載の各発明者の権利持分割合に従って配分されます。</p> <p>* 2004年11月末以前に大学が承継した知的財産権の対価の配分については、従前の「職務発明規程運用要綱」に従います。</p>